

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年11月4日（水）17:41～18:30
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

是澤 裕二 環境省水・大気環境局土壤環境課長
青竹 寛子 環境省水・大気環境局土壤環境課課長補佐
水嶋 周一 環境省水・大気環境局総務課係長
中村 功 環境省水・大気環境局土壤環境課係長

<提案者>

光成 美紀 一般社団法人土地再生推進協会代表理事
西村 実 一般社団法人土地再生推進協会理事
酒井 基博 一般社団法人日本経済団体連合会環境本部上席主幹

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 自然由来の汚染土壤の取扱いに関する新たな仕組みの構築について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 早速、始めさせていただきます。時間が押していく恐縮でございます。

土地再生推進協会と経団連の方々に、御提案の立場から来ていただいたということでございます。最初に、提案者の方々から再度御提案の中身をお話しいただきまして、それでお後ほど環境省のほうと議論いただく。環境省のほうからは、この前お話をありました、環境省の法律の中での自然由来特例区域、特区の中での項目の削減という案が出ていますが、

御提案の方々から見ると、非常にそこは御不満と言いますか、ほとんど意味がないというお話でございましたので、そのあたりの御解説をもう一回再度していただいた上で、環境省の方も入っていただいた上での意見交換ということでお願いできればと思います。

環境省のほうも、相当制度を作っているようでございますので、方向性としては、それはそれで一つ認めた上で次の議論にきちんとつなげていくようなことが最低限必要かなと思っています。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 それでは、早速、御説明をお願いします。

○光成代表理事 今日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

土地再生推進協会と、あと経団連のほうでも以前から規制改革要望が出されておりますので、今日、同席いただいております。私ども、元々自然由来については、日本は北から南まで非常に長く、地勢的にも違って機構も植生も土質も違っており、その中で国際的な海外の規制を踏まえて、一律の基準で規制をして、自然にあるものを戻して、浄化ですか措置を求める規制というのは国際的にはほぼ皆無ということもありますし、自然由来の汚染土壤について、汚染という考え方ではなくて、きちんと視点にあるものであるということが認められれば、通常の土として扱ってもよいのではないかという提案を出させていただいたのですが、先般、環境省から回答を得まして、八田先生はじめ原先生からも折衷案ということで書かせていただきました。

1ページめくつていただきまして、環境省の回答ですと、3ページ目でございますが、自然由来特例区域というのが全国で80カ所制定されておりますが、これは右上にございます9月1日現在、土壤汚染対策法で環境省で指定されている指定区域の中で、形質変更時要届出区域という、自然由来を除きまして1,256。その中の自然由来が80カ所ございます。これは日本の毎年行われている土壤汚染の浄化の下の図にありますような法律対象で約10%行われているものの中の内訳の類型でございます。この80カ所のうち、今回東京圏で自然由来特例区域というのが横須賀の3カ所しかございませんで、この3カ所から土が出されるときの調査の物質数を限定するというような緩和をされるということなのですが、そもそもこの3カ所も平成23年、24年、25年に指定されておりまして、ここで再度工事が行われて調査が行われる可能性というのもあまり高くないと思っておりますので、特区でここが緩和されたとしても、実質的にはほとんど行われない可能性もあるかと思っております。

次のページにありますように、特区内で出された搬出土壌について、きちんと安全性が確認されれば、搬出先の安全性が確認されれば移動することができるという形で折衷案として考えさせていただきまして、それは次のページにありますように、今ですとセメント工場とか管理型の処分場ということに行くような形になっているのですが、きちんと環境省のガイドラインに基づいて、自然由来の土壤を判定いたしまして、それを第三者としてきちんと評価して、搬出先の安全性の確認を情報の記録をするということで、まずは特区

内で自然由来の土壤について規制緩和していただけないかということを再度御要望させていただきたいと思います。

○八田座長 分かりました。

先ほど藤原次長も申し上げたように、今の環境省の案は、それはそれでやっていたいただくことにして、その先をどうしようかという問題があります。今お話になっているようなことです。ところが、最近国土交通省が処分した5社のうちの某企業のケースで、実は自然由来の汚染でも被害を起こして問題が起きたということを聞いたのですが、それが正しければ今までの議論の根底が崩れるのでそういうことはあったのでしょうか。

今まででは、自然由来のものは長いこと風雨にさらされているから、結局はあまりこれ以上流れていかないようなものばかり残っていて、元来、毒性があると言われるものが残っていたとしても、自然由来の場合にはあまり被害を及ぼさない。そういうことだから特別扱いしようよということだったということでした。それがこの会社では、聞くところによると、実は問題を起こしたというのですが、これはどういうことですか。

○光成代表理事 そのケースというのは、OAPのケースで大阪のほうのケースでございましょうか。今日初めて伺ったものですから。

○八田座長 これはOAPのケースです。今、これは不動産売却情報でもらったのは、国土交通省がOAPの土壤汚染問題で5社を処分したというのです。いずれも自然由来ではなかつたのですか。

○光成代表理事 その前に工場跡地でございましたので、自然由来ではないと思います。

○八田座長 そうしたら、そういう例外的なことは特になくわけですね。

○光成代表理事 はい。

○八田座長 そうしたら、安心して議論ができますね。分かりました。

提案内容というのは環境省は御存じだと思いますので、まず、環境省から御説明をお願いしたいと思います。その後で補足の説明でよろしいですか。

○是澤課長 土壤環境課長のはははと申します。10月に異動になりましたのものですから、ワーキンググループは初めての出席になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、今回の特例措置についての環境省の対応案を御説明させていただきます。パワーポイントの資料を用いてお話しさせていただければと存じます。

1ページをおめくりいただきまして、9月10日のワーキンググループのヒアリングで使用しました資料を付けてございます。おさらいになりますので詳しくは申しませんけれども、自然由来特例区域において、区域外に土壤を搬出する場合には規制が適用され、原則として汚染土壤処理施設での処理というものが義務付けられております。

しかしながら、現行制度の中でも認定調査というものを行いまして、その規制対象から外すという仕組みがございます。それが2ページ目の一番下の四角の中に囲ってある部分でございまして、調査を行いまして、25種類、これは一部除かれる場合がございますけれ

ども、全ての特定有害物質について、土壤の溶出量基準、含有量基準の適合を確認できれば、汚染土壤処理施設で処理しなくてもよい、規制対象から外してもよいという制度がございます。

今回、この認定調査の部分の調査項目を削減することによって、より規制対象となって動く土壤が増えるようにしたいということでございます。その3ページのところになりますけれども、建設工事を迅速化し、土壤汚染対策費用を削減するためには、区域内の土壤について効率的に汚染状態の判定を行って、健全土とみなせるものを増やしていくことが必要になってまいります。

現行におきましては、先ほどの繰り返しになりますが、25種類全てということになっておりますので、特区内において行う認定調査につきましては、全物質ではなくて、自然由来の汚染が認められた物質のみを対象とできないかということを検討させていただきたい。その結果、人の健康へのリスクが担保できると整理できれば、特区における認定調査の調査対象物質に係る緩和を実施したいということでございます。

この検討結果でございますけれども、4ページ目でございます。このような対象物質の緩和を措置した場合に、何がしか支障がないか、あるいは制度的に抜けがないようにということで検討させていただきました。その結果ですけれども、一部、その上の矢羽のところが二つございますけれども、認定調査時の地歴調査、これは過去どんなことに使われて、どんな用途に使われていたかということになりますが、そういったような調査において、自然由来特例区域に指定された後に特定有害物質による新たな汚染の恐れが確認された場合、簡単に言いますと、自然由来特例区域に指定された後で新しい工場が建って、そこから有害物質に汚染された可能性があるような場合、これについては項目の削減対象とするのは適切ではなかろうということ。

もう一つの矢羽のところですけれども、区域指定の後に掘削対象地に埋戻し土、盛り土が搬入された場合、これも有害物質の確認がされていなければ規制緩和の対象にすることは適切でなかろうというような、いわば漏れのない制度にするために、この部分は外す必要があるかと考えますけれども、それ以外の自然由来、特定区域の土壤につきましては、認定調査を行う場合の調査対象項目を区域指定対象物質に限るということで措置させていただければと思っております。

結論が、その箱の中でございまして、自然由来特定区域で認定調査を行う場合の調査対象項目は区域指定対象物質に限る。ただし、区域指定後に新たな汚染が確認された場合については、区域指定の対象物質とその区域指定後に汚染の恐れがあることが判明した特定有害物質、これらについて調査をすることにしましょう。これも全物質ということではありませんけれども、恐れのあるものは漏れなく対象にするようにこういうような考え方で整理したい。

そして、三つ目の黒ポツのところですが、区域指定後に掘削対象地に搬入された埋め戻し土、盛り土につきましては、汚染状態は不明ですので、これは全ての物質について調査

を行うことにしたいということでございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

2ページで特区というのがあるのですが、これは国家戦略特区ではなくて、自然由来特例区域の話なのですか。

○是澤課長 いいえ、これは特区の特例措置として、このように位置付けるということでございます。

○八田座長 国家戦略特区の中でですか。

○是澤課長 はい。さようございます。

○八田座長 国家戦略特区の中で。自然由来特例区域という制度というのは今まであったわけですね。そうすると、これを国家戦略特区全体に広げるということですか。要するに、二つの特区があるので、そこの関係を説明していただければと思います。

○青竹課長補佐 自然由来特例区域については従来から土壤汚染対策法の中で位置付けられている区域でございます。この区域に関してですけれども、今度、国家戦略特区の中で、自然由来特例区域の中で行われる認定調査について特例措置を設けるということでございました。

○八田座長 例えば、首都圏だとどういうところがあるのですか。

○青竹課長補佐 首都圏ですと、神奈川県の一部とか、東京都でも一部ですね。

○八田座長 東京都で例えばどういうところですか。

○青竹課長補佐 東京都ですと、今の豊洲で汚染の土壤対策がされているのですけれども、その一部にも自然由来の特例区域はございます。

○八田座長 この自然由来特例区域を選んだ基準というのは何なのですか。

○青竹課長補佐 自然由来特例区域につきましては、元々自然由来の汚染土壤の関係で何らかの特例を設けることによって迅速な工事等を行うことができないかというようなお話をございましたので、自然由来で汚染状態が判明している場所というのは、自然由来特例区域のみになります。土壤汚染対策法の中では、その自然由来で汚染があるというのは自然由来特例区域のみですので、そちらについて対策を考えています。

○八田座長 そうすると、これを国家戦略特区の中で、この指定を広げていくということは技術的には可能なわけですね。

○青竹課長補佐 そうですね。特区の中で自然由来特例区域に該当するものが土壤汚染対策法の調査の結果ございましたら、増えていくということはあるかと思います。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

提案者のほうから色々とこの案に対する問題点を御指摘ください。

また、これはこうしていただいたとしても、将来、色々と制度改革が必要だと思いますが、それについてのどういうところがポイントかを御説明いただければと思います。

○光成代表理事 ありがとうございます。

ただいま環境省のほうから御説明いただいた点について、資料のほうにも入れさせてい

ただいているのですが、今回、3ページに自然由来特例区域、今、青竹補佐がおっしゃられましたように、全国で80カ所、東京圏という国家戦略特区の東京都、神奈川県、成田市の中で9月1日時点で環境省の公表情報から私どもが把握できたものは、横須賀にある3カ所のみでございまして、この3カ所で検査の物質を削減するということはほとんど経済的な緩和との効果というのが見られないという状況でございまして、かつ、この3カ所の指定が平成23年、24年、25年ということでございますので、再度、ここで工事が行われて、土壤の検査が行われる可能性もあり高いとは言えないのではないかと思っておりまして、もう少し広い範囲で、国家戦略特区内で搬出土壤について自然由来だということが判明した場合、搬出先の安全性を確認することで、その部分の緩和を認めていただけないかというのが私どもの再度の御提案でございます。

4ページのほうに折衷案という形で入れさせていただきしておりますと、特区内で搬出土壤について、自然由来であることが確認された場合、これは環境省のガイドラインAppendix-3によって自然由来の判定をいたしまして、これをさらに第三者で再評価し、搬出先の土壤、地下水の状態を確認して、安全性が確認された場合に、搬出先に持っていくことができるというような形で緩和をしていただけないかという形になりますと、かなり経済的な負担というのが軽減されて、東京の中で安全性、災害に強いまちづくりをしていくのに当たって、コストを下げていくことができるのではないかと思っております。

御承知のように、東京都内では自然由来特例区域はほとんど指定されておりませんが、都内ではヒ素ですとか酵素、フッ素などの自然由来が各所で確認されているのは御承知のとおりでございますので、この部分の規制緩和を是非していただけないかと考えております。

○八田座長 私どもが前から伺ったのは、元来、日本では自然由来のものについて規制していくなかったが、民主党政権のときに規制するようになった。外国では、ほとんど自然由来のものについて規制していることはない。その根拠は何かと言うと、基本的に自然由來のものは長年そこにあって、毒になるようなものが色々出てしまっていて、その残りというのはあまり害を及ぼさないということが経験的に分かっているから、諸外国でも日本でもそういうことはやっていなかった。それが大前提にあって、人工的な工場跡地などとは全く別に取扱うべきだということで、私どもはずつとこれを取り上げてきたのです。それが大前提なのですが、この提案者に伺いたいのは、今の環境省の基準というものはこれでできたとして、この区域を国家戦略特区の中にどんどん広げて行ったらば、それはそれで役に立つものなのか、それとも、何か問題があるのかです。この4ページの折衷案の項目に照らして、これではダメでというところは何かありますか。

○光成代表理事 環境省の物質数を減らして健全度上の確認をするということでございまして、元々の自然由来の土壤の考え方については、現行法と変わりないと理解しておりますので、これが東京にどんどん出たとしても、実質的には諸外国と同様の形の規制緩和にはならないと考えております。

○八田座長 分かりました。こんな基準、何で設けているのでしょうか。いかにも不合理な基準のように思う。諸外国でやっていない、日本ではやっていなかった。そして、それを日本だけで今やっている。いかにも理由がないですね。

○是澤課長 まず、諸外国の制度がどうなっているのかというのは、きちんと確認をする必要があるかと思いますけれども、我が国においても自然由来の汚染土壤につきましては、その場で土地の改変をする、掘削をするとかということについては、基本的に規制がかからない状態になっております。ですので、そういう意味では規制しておりません。

しかしながら、その場所から汚染土壤を別の場所に移す、搬出してどこかで埋め立てるとか、そういう行為をする際には、それは規制対象にしているということあります。そこはきちんと基準以下のものになつていないと、どこへ持つて行ってもオーケーということにはできないよと、基準を超えたものは。

○八田座長 それは近年なったわけですね。

○是澤課長 はい。そういうことです。そういう制度を作ったということあります。ですので、諸外国との制度との関係につきましては、きちんとそこは精査もさせていただきますと、あるいはひょっとすると、私どもが設けている基準値というのが厳しいのかしませんし、そういうところはきちんと科学的根拠などもよく確認した上で、本当に健康リスクに応じた最小限の規制になっているかどうかというのを検討する。今回、もう閣議決定でお約束しておりますので、そこはきちんとやらせていただきたいと思っております。

○八田座長 元々の日本の法律で持つて行つてもいいということを許していたということは、自然由来と人工的な汚染と質が異なるということを認めていたわけですね。

○是澤課長 土壤を搬出することに対しての規制というのは、平成21年に法改正をした際に新しく規制を設けました。そのときに、では、人工的に汚染されていた土壤と自然由来の汚染土壤と、これを分けて取扱うというのは合理性がなかろうと。同じ基準を超過して一定の有害物質が溶出するような汚染土壤であるわけですから、それは持ち出してどこかに持つていくことを規制することについては同じように扱うべきだということで、そこは規制すべきだという答申をいただいて制度化をしたということでございます。

○八田座長 それが区別すべき理由があるというのが元来日本でも考えたし、諸外国でも考えているから、特別扱いしているわけでしょう。何しろ自然由来で長年風雨にたえたものだからいいというわけですね。何か弊害があったということはあるのですか。実際に自然由来のものを持っていって何か問題が起きたということはあるのですか。

○是澤課長 自然由来のものと人工由来の汚染土壤と、その基準値を超えて有害物質が溶出するということについては、これは同じ試験方法で調査するわけですから、そこには違いはございません。

○八田座長 でも、日本では自然由来のものは他のところに持つて行って良かったわけですね。

○是澤課長 そういう意味では、人的に汚染された土壤についても、そこは法律上の。

○八田座長 人為的なものは問題があったのではないか。簡単に捨てられなかつたのではないですか。

○是澤課長 搬出の規制の部分はございませんでした。

○八田座長 搬出の規制の部分はなかつた。そこについてはどういう。

○光成代表理事 環境基準で専ら自然的なものは除くというのが今でも書いてあります、元々それをベースに2010年の前までは法律が運用されていたと理解しております。2010年の前まで、色々な搬出土壌についてのいくつかの問題が指摘されて規制が行われるようになつたということでございますので、2003年から2010年の間は、搬出した汚染土壌についての規制は非常に緩かつたという理解であります。

○八田座長 今の要望の大前提是自然由来のものについて、人工の区別をつけるべきではないということですね。だから、そこを特区では自然由来のものについて諸外国並みの仕組み、あるいは日本の元來のものに戻すということにしていただくべきではないかというのが御要望だし、我々もずっと終始そういう形でそういう立場で議論してきたということです。

原委員、どうぞ。

○原委員 もう今のとおりですけれども、まず各國制度の整理をもう一度教えてくださいということですね。あともう一つ質問で、本当に細かい話で、東京都はありませんというお話でしたけれども、豊洲とおっしゃいましたか。これはそんなに9月以降に指定されたのでしょうか。そんなにしょっちゅうこれは指定されるものなのでですか。

○青竹課長補佐 自然由来の特例区域の指定状況ですけれども、環境省のホームページに載せておりますのは、全部の区域が自然由来特例区域として指定されているもののみを掲載しております、汚染地域の一部自然由来特例区域になっているものについては、実は掲載ができていない状況でございまして、東京にはそういうものはございません。

○原委員 それは全部ではいくつあるのですか。

○青竹課長補佐 東京都内は大きく分けて3カ所あると聞いています。

○原委員 それは、その地域はどうやつたら知ることができるのですか。

○青竹課長補佐 東京都が広報で載せています。

○原委員 それは一々自治体に聞かないと分からないという状態になっているわけですか。

○青竹課長補佐 はい。現状では。

○原委員 ごめんなさい。この指定は誰がされたのですか。

○青竹課長補佐 都道府県です。都道府県から情報をいただいたものを環境省のほうで集約して載せているような状況ですので、集約するときに全部の区域という一定の決まりのもとで集約させていただいているものですから、一部区域のものは反映してきていません。

○原委員 今回の御提案との関係で言うと、自然由来であることが確認されたということと、特例区域に指定をするというのは相当程度近いのかもしれません、この指定の手続

というのはどうなっているのでしょうか。誰がどういうアクションをすると指定がなされるのですか。

○青竹課長補佐 まず、土壤汚染対策法に基づいた調査のきっかけがございまして、それに基づいて調査していただきまして、そのときに自然由来用の調査というものがございましたので、その調査をした結果として、土地の所有者が都道府県のほうに調査結果を報告するわけですけれども、その結果、都道府県が判断した場合に、自然由来特例区域になります。

○原委員 分かりました。

○八田座長 そうすると、まずは今回の御提案はこれで行くとして、二つの方法がある。一つは、特定区域の範囲を、例えば東京都で増やしたとしても、これでは足りないということですが、色々なものを規制してもらうのだから、数を増やしてもしょうがない。

○是澤課長 そこの部分は少し混乱しているように思うのですけれども、この自然由来特例区域というのは、言ってみれば、あくまでもこれは土壤汚染対策法に基づいて規制をされている地域でありますので、ここに指定されていない場所というのは、規制がないわけです。これをどんどん増やすということの意味が正直分かりにくいというのが今お聞きしていた感想であります。

○八田座長 ということは、これに指定されないところは自然由来のものは運搬してもいいということですか。

○是澤課長 もちろん、自然由来以外の人為の汚染が見つかっている場所について、その対策地域の指定がされている場合はありますけれども、自然由来の汚染のみですというよう認定されているのがこの自然由来の特例区域でありますから、もちろん、色々な調査をしていく中で、また新たに自然由来の汚染区域が見つかって規制対象になることはあり得ますけれども、規制緩和のためにこの自然由来特例区域を増やすというのはナンセンスな議論だと思います。

○原委員 元々規制対象になっているところで自然由来であることを確認できる地域を増やしていくことによろしいわけですね。

○光成代表理事 そこは議論が色々な段階になっているのかなと思っておりまして、自然由来特例区域の緩和を全国区とか色々なところで、東京都内でも大きくなっていますが、検査する物質数だけでは不十分ではないかと考えます。

○原委員 そこは分かります。

○八田座長 要するに、何も指定されていないところにある自然由来の物質を運搬したいと言ったときに、この区域というのは関係ないのだから、出してもいいのかどうかということですね。いいのですか。

○青竹課長補佐 土壤汚染対策法にかかっていないようなもので調査のきっかけ等もなくて、特に汚染も確認されていない。きっかけがないので汚染状態をチェックしていないというものについてまで土壤汚染対策法で規制しているものではございません。

○原委員 規制の中身の問題のところと、分析項目だけではダメでしょうという規制の中身の話とエリアの話とあって、エリアの話だけについて今お話ししたときに、そこはそういう認識でよろしいのですか。

○光成代表理事 法対象でないものも、法律に準じて処理・運搬をするものとすると局長通知に書かれておりましたので、それに準じて、土対法の調査でないものも、いわゆる自主調査でやって搬出土壌が出るものも、今そういう処理になっておりますので、そこが局長通知の威力と言いますか、そこで実務的には現状、自然由来のところから出てきても処理と運搬に関しては規制に準ずる対応を取らざるを得ない状況と理解しております。

○原委員 でも今、環境省はそれは自由ですとおっしゃられたので、それでよろしいのではないですか。

○是澤課長 法律上の規制はありませんけれども、もちろん一定量の有害物質を溶出するようなことが確認された土壌であれば、それは法律に準じてきちんとした処理をしてくださいということは申し上げております。

○八田座長 今ので、私、先ほど齟齬があったのは、全面的に局長通知でダメだと思っていたのです。だから、これはむしろ風穴を開けるものだと御提案なさっているのかなと思ったのです。今のお話ですけれども、局長通知の中身というのは基本的にはどうなのですか。

○光成代表理事 法対象でないものについても同様の手続をすることが都道府県宛てに通知として出されていておりまして。

○八田座長 これを取下げるのが一番簡単なのですね。

○光成代表理事 今、何条というのが手元にないのですが。

○原委員 それは規制の根拠は何ですか。

○是澤課長 それは自然由来の土壌であるかどうかという話をしているわけではなくて、先ほどから申し上げておりますけれども、おそらくそこまでを確認されているものというのはほとんどないと申し上げていいかと思いますけれども、ある土壌をどこかに運搬しようとした際に、土壤汚染対策法の規制の対象になっていなくても、検査をしてみたら一定の有害物質が溶出をしておりましたというようなものについては、土壤汚染対策法に求めている基準に準じて対応をしてくださいということを求めている。それはもう環境保全、人の健康法も保護の観点から指導しているということあります。

○原委員 それは法的な規制ではなくて、指導ですということですね。

○是澤課長 そういうことです。それは自然由来云々ということで決めているものでございます。

○原委員 通常の法体系の中でそういう規制を課すときに指導ベースでやっていますというのはあまりないことだと思うのですが、なぜ法令で規制されていないのですか。

○青竹課長補佐 法律で規制することになりますと、調査のきっかけを増やすとか、全て土壌が行き来するときに、その全てを対象にするということになると思いますので、もう

そこは所有者等の方の負担等を考慮して、現時点ではある一定の調査のきっかけがあるときのみを対象としているという状況です。

○八田座長 人工的に汚染の可能性があるところは所有者がどう思おうときちっと規制する。一方、そうでないものについて自由にするというのが普通の考え方だと思います。

今になると、人工的に汚染があるところも所有者の負担が問題だから、きっかけがなければチェックしませんということになっているということですか。

○青竹課長補佐 現状の調査のきっかけですけれども、特定有害物質、土対法で規制している物質を使用等している工場が廃止した場合と、大規模な工事ということで、3,000m²以上の大きな工事があるとき、それは調査のきっかけです。それ以外に、他に健康影響を及ぼしそうなときみたいなものについては都道府県に調査をお願いすることができる。義務付けられているのは先ほどの一つになります。

○八田座長 問題は2番目のものですね。大規模な工事をやるとき。そのときにはまさに汚染の工場があった場合と同じように扱われているということですね。

○光成代表理事 先ほど課長がおっしゃられたように、自然がどうかという判断はしていないのですが、地歴上、人的なものでない場合には、東京にはヒ素とか色々なものが出てまいりまして、出すときには通知というものがあったということでセメント施設ですか、管理型の処分場でないといけないというような実務がこの5年間行われていたと理解しておりますので、それがそうでなくてよいということであれば、だいぶ変わらぬかなと思っております。

○是澤課長 あくまでも何らかの調査のきっかけがあつて、その土壤について有害物質の検査をした。その結果、汚染が見つかったということであれば、そのような場合には、法律に準じてきちんと処分してくださいということを指導している。土壤汚染対策法の中での法に基づく規制というのは、これはもう一定の要件を定めて、これに該当する場合はきちんと調査をして対策を講じるようにということを求めているものでありますので、あくまでもそれ以外の中で何がきっかけかは分かりませんけれども、そういう汚染土壤であるということが判明して、それをどこかに処分するときにその対策を求めているということでありまして、法律は全て100%のものを規制対象にするわけでももちろんございませんし、そういう意味で、土壤汚染対策法が何か特殊な考え方でやっているとは認識しておりません。

○原委員 指導に従わない場合、違反された場合のペナルティーというのはどうなっているのですか。

○是澤課長 あくまでも行政指導でございますので、特にペナルティーのようなものはございません。

○原委員 こういう環境規制に関して、そういう従っても従わなくてもいいですというルールであり、ちゃんとしているところは従っていますがというルール設定がなされているというのは、非常に違和感がありまして、他の分野でも今どきそんな指導でやるなどとい

うことではなく、通常はきちんとルール設定をされるのではありませんでしょうか。

今回の措置に関しては、これはこれとして進めていただくとしても、少なくとも外国の制度との関係でどうなっているのかという整理をしたいということと、そもそも、指導という形でのルール設定ということが適切なのかどうなのかということを含めて、引き続き議論をさせていただけるといいのかなど。

○八田座長 色々な分野で三者面談があるのですが、結構それをやることによって、問題がクラリファイすることがあるのですが、今回、そういう面があったと思うのです。今、原委員がおっしゃったように、まずは、外国の事例をお調べいただきたいのと、あともう一つは、日本ずっと自然由来のものを運搬していたから、それで何か弊害があったのかという事例がもあるといい。

3番目は、人工物を運搬するときは本当に厳しい基準が必要で、それが一介の局長通達でいいのか。こここのところはきちんとした区分は必要なのではないかということ。そういう場合でのペナルティーを含めて、この区分をどうするかということがこれから問題になってくると思いますけれども、今回は今回でやっていただくとして、次に是非とも大きな問題を解決していきたいと思います。私ども、今後も検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

土地再生協議会、どうぞ。

○光成代表理事 諸外国での調査なのですが、今、環境省のほうからこの資料が出ておりますが、諸外国でもこの規制の分野が明記されている国とそうでない国がございまして、今対象とされている国につきましても、国の法律と州の法律とか色々複雑なところもきっと調査していただきたいなと思いますのと、あまり明確な規制がない国がやや対象になっているところがございますので、諸外国の調査についても、適切な調査をお願いしたいと思っております。

○八田座長 例えば、ヨーロッパとかアメリカで傾向が違うということはあるのですか。

○光成代表理事 はい、ございます。今、アメリカの中でも州によって規制が違いますし、例えば、カナダでもきちんと規制がされているところもございますので、そういったところが参考になる場合がございますし、逆にシンガポールは明確な規制がないところが調査対象になっていて、そこをきちんと対象を選んでいただきたいと思います。

○八田座長 特に日本で長いこと割と規制を長くやってきたから、そのときの問題点がどういう問題があったかというのを整理していきたいと思うので、もし問題がないのならばなるべく行っていきたいと思います。

土地再生協議会、どうぞ。

○西村理事 一つ、技術的によろしいでしょうか。私もこの特区の件を技術的に調べてみたのですけれども、自然由来があるという土地で、いわゆる地下水汚染が生じている土地でほとんど聞いたことはないわけです。と言いますか、私はないです。それと私どもの会社で調べた案件も5件ほどございます。自然由来云々の判定は、環境省はAppendixに基

づいて、そこで物質は鉛だったのですけれども、全ての土地で鉛は不検出状態であって、自然由来の土地、溶出量は超えていても地下水でほとんど影響が出ないのだなというのは技術的にも感じております。

○八田座長 分かりました。

○是澤課長 今の御発言は大きな誤解があるように思いますので、よく確認いただいたほうがよろしいかと思います。

○八田座長 どこについてですか。

○是澤課長 自然由来の汚染によって、地下水の環境基準を超えるというような事例はたくさんございます。それは全国至るところにございます。今、さらに申し上げると、私どもが自然由来の汚染土壤について何を問題にしているのかというと、元々汚染のある地域、地下水も含めて汚染がある地域にある状態であれば、それは掘削なりしてもいいけれども、別の地域、きれいな地域に持つていって、そこで新たな汚染を引き起こしてはいけないとということで自然由来の汚染土壤も含めて規制しているということですので、そこはお間違えのないようにお願いしたいと思います。

○八田座長 我々ももちろん弊害が起きるようなことは困るわけなのですが、そのときに自然由来のところ、地下水が汚染というのはどの程度のものでどの程度の害がありというようなことも含めて教えていただければと思います。そういう場合について制限するというのは当然重要なことだと思いますから、十把一からげに制限してしまうというのはまずいのだと思います。

どうぞ。

○光成代表理事 諸外国の調査であると思うのですが、きれいな土地というのは、私ども自然にあるものというものは元々自然の状態ですので、汚染というようにみなしていない国が大部分でございますので、日本で一律の、基準より上だったら汚染、基準より下だったら汚染というのではなくて、自然にあるものというのは人的には問題ないという形で諸外国ほとんど全ての国がそういった規制になっておりますので、きれい、汚いというのが地域によって違いがあるというのが自然環境ではないかと思います。

○八田座長 それは自然環境でも、どこの人でもこれなら耐えられるというようなものと、これはなれているから、ここの人でないとダメというのはあるでしょうけれどもね。でも、あまり十把一からげにやるのはよして、もう少し具体的にしてほしいということだろうと思います。

どうもありがとうございました。これからもよろしくお願ひいたします。